

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

新型コロナウイルス

中国・武漢市を中心に新型コロナウイルスが原因とみられる肺炎の感染が拡大。中国では旧正月の春節を迎え、数億人が国内外を移動するといわれており、懸念される。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

1/20(月) 先勝	大寒、通常国会召集、納期の特例適用者の源泉税の納期
21(火) 友引	ダボス会議
22(水) 先負	
23(木) 仏滅	
24(金) 大安	
25(土) 先勝	旧暦元旦、中国の春節
26(日) 友引	文化財防火デー、大阪国際女子マラソン

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
1/13(月) 成人の日		
14(火)	24,025 △174	109.98 ▼0.42
15(水)	23,917 ▼108	109.90 △0.08
16(木)	23,933 △16	109.97 ▼0.07
17(金)	24,041 △108	110.20 ▼0.23

医療費控除の対象となる費用、ならない費用

医療費控除は、本人又生計を一にする親族のために支払った医療費が10万円(所得200万円未満の方は所得の5%)を超える場合に、超えた部分の金額を所得控除できます(最高200万円)。なお、セルフメディケーション税制との選択適用となります。

◆対象となる費用、ならない費用

◎入院費用……入院の際の部屋代や食事代は対象になりますが、寝具や洗面具などの身の回り品の購入費用は対象外です。また、病状などにより個室を使用する必要がある場合の差額ベッド代は対象ですが、本人や家族の都合で個室にした場合は対象外です。

◎通院費用……電車やバスなどの交通機関を利用した場合は対象(付添が必要な場合は、付添人の交通費も含む)となりますが、自家用車で通院した場合のガソリン代や駐車場の料金は対象外です。

◎予防接種の費用……予防の費用は対象外です。

◎健康診断等の費用……対象外です。ただし、診断で発見された疾病を治療する場合は、治療費だけではなく健康診断等の費用も対象になります。

◎マッサージ・はり代……治療の場合は対象になりますが、健康維持のためであれば対象外です。

◎保険適用外の自由診療の費用……保険適用は関係なく、治療目的であれば対象となりますが、美容目的で行うものは対象外です。

◎未払となっている医療費……対象となる医療費は、その年中に実際に支払った金額に限られます。

◎保険金などで補てんされる金額がある場合……補てんの対象である医療費から差し引きます。引ききれない金額が生じた場合でも他の医療費からは差し引きません。

■この記事の詳細は、情報BOX201503

事業承継時の経営者保証ガイドラインの特則

経営者保証に依存しない融資を促進させるため、平成26年2月から「経営者保証に関するガイドライン」が運用されていますが、円滑な事業承継の阻害要因となり得る経営者保証の取扱いを明確化するため、事業承継時の具体的な対応などを定めた特則が策定されました(本年4月から適用)。

本特則では、①原則として前経営者、後継者の双方から二重に保証を求めない、②後継者に経営者保証を求めることで事業承継が頓挫する可能性などを考慮し、保証の必要性を柔軟に判断する、③前経営者との保証契約は、実質的な経営権・支配権を保有しているといった場合を除き、保証解除に向けて見直しを行う、などを定めています。

キャッシュレス・ポイント還元事業の効果は

昨年10月から実施している「キャッシュレス・ポイント還元事業」の登録加盟店数は1月11日時点で約95万店となりました。また、昨年12月2日までの対象決済金額は約2.3兆円(クレジットカード1.4兆円、QRコード0.2兆円、その他電子マネー等0.7兆円)、還元額は約900億円です。

なお、参加店舗のアンケート調査によると、「売上に効果あった」は約39%、「顧客獲得に効果あった」は約37%、キャッシュレス手段の導入等で「業務効率化に効果あった」は約39%でした。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

医療費控除の対象となる主な医療費は

◆対象になる費用、ならない費用

◎医薬品の購入費用

- ・治療や療養に必要なものであって、かつ、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額であれば、医師の処方や指示がなくても医療費控除の対象となります。
- ・ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のための医薬品の購入代金は対象になりません。

◎入院費用

- ・入院の際の部屋代や、病院に対して支払う入院中の食事代は、医療費控除の対象になります。
- ・寝巻きや洗面具などの身の回り品の購入費用や、医師や看護師に対するお礼は、医療費控除の対象になりません。
- ・個室に入院したときなどの差額ベッドの料金は、病状により個室を使用する必要がある場合や病院の都合でやむを得ず使用しなければならない場合は対象になりますが、本人や家族の都合だけで個室を使用する場合は対象になりません。

◎通院のための交通費

- ・バス、電車等の公共の交通機関を利用した場合は対象になります（小さい子供の通院に付添が必要などときは、付添人の交通費も含む）。
- ・タクシーは骨折などでバス・電車の利用ができない場合や病状からみて急を要する場合以外は対象になりません。
- ・自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金は対象になりません。

◎歯の治療費

- ・保険診療の対象とならない自由診療であっても、金やセラミックを歯の治療材料として使用することは一般的に行われているので、これらを使った治療の対価は医療費控除の対象になります。
- ・列矯正を受ける人の年齢や矯正の目的などからみて歯列矯正が必要と認められる場合の費用は、医療費控除の対象になりますが、容ぼうを美化するための歯列矯正の費用は、対象になりません。

◎眼科医に支払う治療費等

視力回復レーザー手術（レーシック手術）や、オルソケラトロジー治療（角膜矯正療法）の費用は、医師の診療又は治療の対価と認められるため、医療費控除の対象となります。

◎出産に伴う費用

妊娠と診断されてからの定期検診や検査、入院などの費用は、医療費控除の対象になります。

◎寝たきりの者のおむつ代

傷病によりおおむね6ヵ月以上にわたり寝たきりであり、医師の治療を受けている者のおむつ代は、医療費控除の対象となります（医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要）。

◎予防接種の費用

予防接種などの疾病の予防のための費用は、医療費控除の対象とはなりません。

◎健康診断・人間ドック等の費用

- ・健康診断や人間ドック等の費用は、疾病の治療を行うものではないので、原則として医療費控除の対象とはなりません。
- ・しかし、健康診断等の結果、重大な疾病が発見され、かつ、その診断等に引き続きその疾病の治療を行った場合には、健康診断等のための費用も医療費控除の対象となります。

◎未払いの医療費

その年の医療費控除の対象となる医療費の金額は、その年中に実際に支払われた金額に限られ、未払いの医療費は現実に支払われるまで医療費控除の対象とはなりません。

◎クレジットカードにより支払う医療費

- ・クレジットカードの引き落としの日ではなく、クレジットカードで病院等の支払を精算した年の医療費控除の対象となります。
- ・金利及び手数料相当分は医療費控除の対象になりません。

◎医療費を補てんする保険金等がある場合

生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費、出産育児一時金などの補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費を限度として、支払った医療費から差し引く必要があります。引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。